

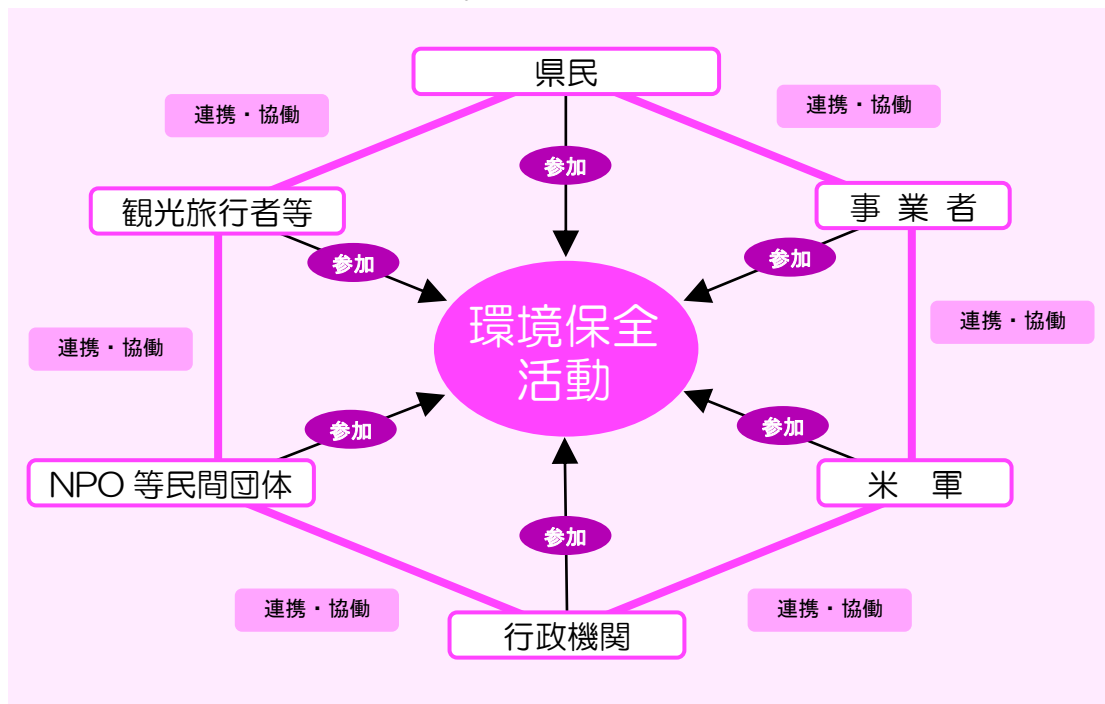
第4章 各主体の役割及び環境への配慮指針

1. 各主体の役割

『豊かな自然環境に恵まれた安全・安心でやすらぎと潤いのある沖縄県』の実現には、本県で暮らす一人ひとりがライフスタイルを見直し、身近なところから環境の保全に取り組むとともに、事業者も資源循環型社会の実現に向け、最適生産・最適消費・最少廃棄に適合する事業活動を展開する等、各主体の責務と役割に応じた取組を進めることが求められています。

近年では、様々な環境に関わるNPO等民間団体の役割の重要性が増しており、県民や事業者と連携した積極的な環境活動への取組が期待されています。また、県民に最も身近な自治体である市町村には、その地域特性に応じた環境の保全のための施策を進めていくことが期待されています。

本県では、行政や県民、事業者のほか、県人口の約3%を占める米軍及び米軍関係者や観光旅行者等も含めて、様々な主体が自らの責務や役割を認識し、連携・協力して環境保全活動に参加していくことが必要です。



1-1 行政機関

県は基本計画に基づき総合的かつ効果的に環境の保全・再生・創造のための施策を推進します。また、事業者、県民、NPO等民間団体、観光旅行者等及び米軍の各主体が自主的、積極的に環境保全活動に取り組めるよう各主体の役割及び環境への配慮指針を提示するとともに、各主体への啓発活動への取組を推進します。また、社会資本整備等による環境保全対策の活動基盤の充実、その他の環境保全活動促進のための支援を行います。

なお、本県に占める広大かつ過密な米軍基地の存在・運用は、周囲の県民生活や自然環境等と深く関与していることから、県としても、米軍に対し、その役割の重要性や環境への配慮等について、継続的に要請していきます。

環境の保全・再生・創造を推進するためには、地域における取組が不可欠であり、地方分権が進展する中で、地域の住民に最も身近な市町村が果たす役割が一層重要となってきました。

このため、市町村ではそれぞれの地域特性に応じて、環境の保全・再生・創造に関する総合的な計画等の策定を行うとともに、県、事業者、県民、NPO等民間団体、観光旅行者等及び米軍と協力・連携した取組を推進することが必要です。

1-2 事業者

経済活動の大きな部分を占める事業者の取組は、環境の保全・再生・創造の推進にとって特に重要であり、様々な事業活動に際して、公害防止のための取組はもとより、資源・エネルギーの効率的利用、廃棄物の削減及びリサイクル等の推進、生産工程や流通過程からの環境への負荷の低減など積極的な取組が必要です。

1-3 県民

近年、環境意識が高まり、廃棄物・リサイクル問題、省資源・省エネルギー問題などに配慮した生活を送り、NPO等民間団体の活動に参加する県民は増えてきています。しかし、依然として県民の日常生活に伴って生じる環境負荷は大きいことから、県民の生活様式を環境に配慮したものに転換するなど、環境負荷の低減を図ることが必要です。

1-4 観光旅行者等

恵まれた自然景観や独自の文化・歴史等、魅力ある観光資源を有する本県には毎年多くの観光旅行者が訪れており、ダイビングやレジャー、自然との触れ合い活動等を楽しんでいます。本県では平成33年度(2021年度)までの入域観光客数の目標値を1,200万人と掲げていることから、今後も観光旅行者数は継続的に増加していくものと見込まれます。

短期及び長期滞在に関わらず、観光旅行や業務等の目的で県内に一時的に滞在する人は、各自の行動において環境への負荷の低減や環境保全等に努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全・再生・創造のための施策に積極的に参加・協力することが必要です。

1-5 NPO 等民間団体

県民や事業者により組織され、環境保全に関する活動を行っている本県のNPO等民間団体は、それぞれの専門性や特徴を活かしながら、自然保護活動や環境美化活動、緑化活動など、様々な啓発・普及活動を幅広く且つ率先的に行っており、草の根運動やアジア諸国及び途上国への国際協力など、きめ細やかな活動も展開しています。

地域の課題や特性などを十分に踏まえながら、環境保全に関する取組を柔軟にきめ細かく進めていくためには、様々な活動を公益的視点から組織的に行なっているNPO等民間団体の果たす役割が、より一層重要となっています。

このため、NPO等民間団体においては、自主的かつ積極的に環境保全活動の推進を図るとともに、他の団体や行政、事業者、県民との連携・協働により新たな地域環境づくりを進めることが期待されます。

1-6 米軍

本県には広大な米軍基地が存在し、米軍基地面積は、我が国の米軍専用施設の約7割を占めています。

日常的に発生する航空機騒音による基地周辺住民の健康への影響や、戦闘機・ヘリコプター等米軍機の墜落事故、油脂類・赤土等の流出、実弾演習による山林火災など、米軍基地に起因する事件・事故等が継続的な問題となっています。

米軍基地及び基地周辺地域には、多くの米軍人・軍属・家族が生活しており、県民の生活環境や自然環境とも広く関連していることから、米軍の組織としても、米軍関係者各個人においても、本県の環境の保全・再生・創造に関する施策への積極的な参加・協力が必要です。

2. 主体別配慮指針

行政機関、事業者、県民、観光旅行者等、NPO等民間団体及び米軍は、一人ひとりの日常生活や事業活動による環境負荷の増大が地域環境、地球環境に影響を及ぼしていることを認識し、個人の意識改革とともにライフスタイルや社会システムの変革に向けた取組を行うことが重要です。

このため、各主体は以下に示す環境への配慮指針を参考に積極的に行動する必要があります。

2-1 行政機関

目標	配慮指針
循環	<ul style="list-style-type: none"> ◆各種事業の実施において、エネルギーの有効利用や汚染物質の排出抑制等により、環境負荷の低減に配慮する。 ◆各種事業の実施やオフィス活動において、循環に配慮し、環境配慮型商品や再資源化製品の積極的な利用や3Rを徹底し、廃棄物の減量化を推進する。 ◆建築物の設置や管理において、再生可能エネルギーやE S C O事業の導入及び水の有効利用等により、環境負荷の低減に配慮する。 ◆地域の社会経済活動による環境負荷を低減するための施設整備、規制、調査研究、普及・啓発や対策等の各種施策を策定、実施する。
共生	<ul style="list-style-type: none"> ◆水や緑の保全、野生生物の生息・生育空間の確保、自然との触れ合いの場の確保等を図るための施設整備、規制、調査研究、普及・啓発等に関する各種施策を策定、実施する。 ◆各種事業の実施において、環境影響評価等の実施により水や緑の保全、野生生物の生息・生育空間の確保等に配慮する。 ◆保全緑地、公園、道路、公共施設内等の公共用地での緑化を進める。 ◆河川整備において、多自然川づくりにより生物の生息空間に配慮する。 ◆公共施設等の設置において、地域の歴史的風土や景観に配慮する。 ◆地域で育まれた歴史、文化、風土などの特性を生かした魅力ある地域づくりに向けた取組を推進する。 ◆自然環境に配慮した土地利用を進める。
参加	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域における各種事業の実施にあたり、本計画に定める「事業別配慮指針」及び「圏域別配慮指針」、「自然環境の保全に関する指針」に沿って、環境の保全・再生・創造に関する取組を推進する。 ◆環境学習、環境教育の推進、環境に関する情報の提供等を通じて、環境保全活動を推進するとともに、人材の育成に努める。 ◆環境マネジメントシステム(エコアクション21・I S O)や環境会計の導入、環境報告書の作成等に関する普及・啓発に努める。 ◆行政自らがグリーン購入や再資源化製品の積極的な利用に率先して取り組むなど、地域への普及に努め、環境に配慮した商品の購入を促進する。 ◆研修機会や情報の提供等により、職員的环境保全活動を促進する。
地球環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ◆公用車の使用に際しては、急発進、空ぶかし、不要なアイドリングをなくす等のエコドライブを心がけるなど適正な運転や燃料消費効率の適正管理(タイヤ空気圧、車載重量等)に努めるとともに、電気自動車等低公害車の導入を進める。 ◆良好な歩行空間の形成、自転車利用及びバスやモノレール等公共交通機関の利用促進に努める。 ◆TDM(交通需要マネジメント)施策や交通流の円滑化の推進に努める。 ◆地球温暖化、オゾン層破壊など地球的規模の環境問題に対する各種施策を実施する。 ◆地域レベルでの地球環境保全対策や取組に努めるとともに、県民や事業者等へのセミナーや支援プログラム等を推進する。

目標	配慮指針
地球 環境 保全	◆建築物の設置や管理において、再生可能エネルギーやE S C O事業を導入し、温室効果ガスの削減を図る。
環境 と 経済	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境と経済との調和に関する理念について、地域や企業等への普及に努める。 ◆県内企業における社会的責任活動(C S R)を促進する。 ◆環境保全のための費用負担意識について、県民や地域、企業等への普及に努める。 ◆企業における環境マネジメントシステムの普及・拡大に努める。 ◆省エネルギー機器等の普及・促進を図る。 ◆リサイクル・ビジネスの展開及び技術力の向上に対する取組を支援する。 ◆バイオマスの利活用を促進する。

2-2 事業者

目標	配慮指針
循環	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業活動において、循環に配慮し、環境配慮型商品や再資源化製品の積極的な利用や3 Rを徹底し、廃棄物の減量化を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ①リデュース：減らす <ul style="list-style-type: none"> ・生ゴミの堆肥化やごみの減量化に努める。 ・使い捨て製品の利用削減、過剰包装を避ける。 ②リユース：再利用 <ul style="list-style-type: none"> ・使用延長や再使用により、温室効果ガス削減効果の高い電化製品や商品の利用に努める。 ・詰め替え製品の利用やリネン類の二次利用に努める。 ③リサイクル：再生利用 <ul style="list-style-type: none"> ・循環資源を有効に活用できるよう、地域のごみ処理のルールに従い適切に分別する。 ・環境配慮型商品や再資源化製品を優先的に使用し、資源の循環に努める。 ◆建築物の設置や管理において、再生可能エネルギーやE S C O事業の導入及び水の有効利用等により、環境負荷の低減に配慮する。 ◆環境配慮型商品や機器等の積極的な導入に努める。 ◆事業活動に伴う汚染物質の排出削減、騒音・振動・悪臭の原因の除去、有害化学物質等の適正な管理など公害の未然防止対策を推進する。 ◆施設内で発生する廃棄物や雑排水等については、適正に処理・処分を行い、周辺環境への影響低減に努める。 ◆廃棄物処理にあたっては、排出事業者責任を認識し、性状等を把握した上で許可業者に正確な情報の伝達とともに委託し、適正に処理する。 ◆廃棄物処理業者への委託の際は、事業者責任を怠らないよう、管理に努める。 ◆雨水の積極的利用(雨水貯留タンク設置による施設や洗車への活用、道路及び植栽への散水等)に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ◆適正な排水処理(油等の水質汚濁原因物質の流出防止、排水溝へのネットや簡易フィルター設置、植物油の回収、浄化槽の適正管理等)に努める。
共生	<ul style="list-style-type: none"> ◆開発等の事業計画において、事業実施の場所、規模等について複数案を設定し、その事業実施における環境影響が可能な限り回避・低減される案を選定するよう努める。 ◆自然環境の豊かな本県において、埋立等の事業を計画・実施するにあたっては、現存する自然が永年に亘る営みによって形成されたものであること、また自然は不可逆的であり一度破壊されると回復が不可能に近いことを十分に考慮し、環境影響評価を実施する。 ◆赤土等の流出による河川・沿岸海域の汚濁を引き起こすことがないように、陸域での開発・営農等においては、適切な流出防止対策を実施するとともに、赤土等流出防止に関す

目標	配慮指針
共生	<ul style="list-style-type: none"> る技術開発等に努める。 ◆埋立てや護岸の設置など海浜の地形変更を伴う事業においては、地域の生態系・景観への影響について十分に検討する。 ◆屋上緑化等を含めた施設内の緑化に努める。 ◆事業場排水は適正に処理し、川や海を汚さないよう努める。 ◆畜産農家等においては、家畜排泄物を適正に管理し、事業所周辺における環境対策を実施する。
参加	<ul style="list-style-type: none"> ◆研修会や情報の提供等により従業員の環境保全活動の支援・促進に努める。 ◆従業員が環境保全活動に参加できる社内体制を構築するとともに、地域における緑化及び美化・リサイクル活動等、企業単位での積極的な参加協力に努める。 ◆環境マネジメントシステム(エコアクション21・ISO)や環境会計の導入、環境報告書の作成などにより、環境管理に関するシステムを充実させる。 ◆環境配慮に関する情報提供(Web やポスター等による環境配慮型商品やサービスの表示)や周囲への啓発、人材育成等に努める。
地球環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ◆社用車の使用において、急発進、空ぶかし、不要なアイドリングをなくす等のエコドライブを心がける等、適正な運転や燃料消費効率の適正管理(タイヤ空気圧、車載重量等)に努めるとともに、電気自動車等低公害車の導入を進める。 ◆フレックスタイム制や時差出勤制の導入により通勤時の交通渋滞の緩和に努める。 ◆木質燃料や天然ガス等、石油以外の燃料も活用し、温室効果ガスの削減に努める。 ◆最新技術を取り入れた発電効率の向上及び太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーの導入に努める。 ◆代替フロン等の使用削減・回収・再利用・破壊の促進に努める。 ◆共同輸配送や最適配車システムなど効率的な輸配送システムの導入に努める。 ◆海外からの研修生を受け入れ、海外への環境技術の移転など、行政等の協力のもとに、地球規模での環境保全に努める。 ◆建築物の設置や管理において、再生可能エネルギーやE S C O事業を導入し、温室効果ガスの削減を図る。
環境と経済	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境と経済との調和に関する理念について、社内における普及に努める。 ◆地域における社会的責任活動(CSR)に努める。 ◆環境保全のための費用負担意識について、社内での普及に努める。 ◆環境マネジメントシステムの認証取得に努める。 ◆省エネルギー機器等の普及・促進を図る。 ◆リサイクル・ビジネスの展開及び技術力の向上に努める。 ◆バイオマスの利活用に関わる技術力の向上に努める。 ◆技術やノウハウを活かして環境保全に貢献するとともに、環境保全に寄与する技術の開発など、エコ・ビジネスへの展開に努める。

2-3 県民

目標	配慮指針
循環	<ul style="list-style-type: none"> ◆各家庭で3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ①リデュース：減らす <ul style="list-style-type: none"> ・生ゴミを家庭や地域で堆肥化する。水分をしっかりと切り、適正に分別する等、家庭ごみの減量化に努める。 ・過剰包装を避けた商品の購入に努める。 ・行楽で出たごみは家まで持ち帰り、分別して適正に処理する(行楽地のごみの減量化)。 ・地域のごみ処理のルールに従い適切な分別に努める。 ・使い捨て製品の利用削減、過剰包装を避けた商品の購入に努める。 ②リユース：再利用 <ul style="list-style-type: none"> ・フリーマーケットやリサイクルショップの有効活用、リターナブル容器等の再利用可能な製品の利用に努める。

目標	配慮指針
循環	<ul style="list-style-type: none"> ・無駄な消費の自制や、グリーン購入への取り組みなどによって、日常のライフスタイルの見直しに努める。 ③リサイクル：再生利用 ・循環資源を有効に活用できるよう、地域のごみ処理のルールに従い適切に分別する。 ・地域において集団回収を行う等、循環資源のリサイクルを推進するよう努める。 ・環境配慮型商品や再資源化製品を優先的に使用し、資源の循環に努める。 ◆各家庭で廃棄物の適正処理を推進する。 ・家庭ごみは適切に分別・減量化し、地域内における処理施設で適正に処理する。 ・家庭内におけるごみ焼却はしない。 ・下水道の整備区域においては、下水道へ速やかに接続する。 ・汚水処理については、下水道や集落排水施設等の集合処理施設が未整備の区域においては、合併処理浄化槽等を設置するなど、排水の適切な処理に努める。 ・適正な排水処理(食用油や生ごみ等の流出防止、排水溝へのネット設置等)に努める。 ◆雨水の積極的利用(雨水貯留タンク設置による住宅や洗車への活用、植栽への散水等)に努める。
共生	<ul style="list-style-type: none"> ◆本県の貴重な生物多様性を保全するため、みだりに野生動植物の捕獲や採取をしない。また、犬・猫等のペットや外来生物の放逐をしない。 ◆自然環境と人間社会が持続的に共存した関係を築いていくため、環境容量(キャリングキャパシティ)の考えのもと、自然環境を適正に利用する。また、砂浜はオカヤドカリ等の生息場、ウミガメの産卵場であることを認識し、車の乗り入れは極力避ける。 ◆森や緑地を地域の財産として保全するとともに、身近にある自然やみどりを大切にす。 ◆川や海を保全するため、生活排水を適切に処理するとともに、地域の清掃活動等に参加するよう努める。 ◆それぞれが所有する土地において、裸地を放置しないように適正管理を行い、赤土等流出の防止に努める。 ◆自然環境や歴史的遺産に対する理解を深め、その保全に協力する。
参加	<ul style="list-style-type: none"> ◆それぞれの生活が環境に及ぼす影響について認識を深めるため、講演会や自然体験活動等、様々な環境学習に積極的に取り組む。 ◆地域自治体やNPO等民間団体と連携・協働し、リサイクル活動や緑化及び環境美化活動等、地域における自主的な環境保全活動への参加に努める。 ◆生け垣や屋上緑化庭園の設置等、身の回りの緑化に努める。
地球環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ◆節電や節水、マイカー使用の自粛、公共交通機関や自転車の利用等、省資源・省エネルギー型ライフスタイルをもって生活する。 ◆アイドリングストップやタイヤ空気圧の適正保持などエコドライブを行い、低公害車(電気自動車、ハイブリッド自動車)等の使用に努める。 ◆太陽熱温水器、太陽光発電を設置するなど自然エネルギーを活用する。 ◆フロン使用の商品を破棄する場合等にはフロン回収に協力する。 ◆地域レベルでの環境保全活動への積極的参加等、地球環境保全へと繋がる環境配慮に努める。
環境と経済	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境と経済との調和に関する理念について、講演会や勉強会への積極的な参加等により一人ひとりが意識向上に努める。 ◆環境保全のための費用負担意識について、一人ひとりが認識を深める。 ◆可能な限り、省エネルギー機器等の購入に努める。

2-4 観光旅行者等

目標	配慮指針
循環	<ul style="list-style-type: none"> ◆本県での滞在期間中には3R(リデュース・リユース・リサイクル)に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・発生したごみのポイ捨てはしない。 ・使い捨て製品の利用を控える。マイバッグの持参やはかり売りの活用等、すぐごみとなる物の入手は避ける。 ・宿泊先及び訪れた観光地等で発生したごみは、それぞれのごみ処理のルールに従い適切な処理・処分に努める。 ・環境配慮型商品や再資源化製品を優先的に使用し、資源の循環に努める。
循環	<ul style="list-style-type: none"> ◆宿泊先におけるアメニティグッズ及び消耗品類の使用やリネン類の交換作業の低減に努める。 ◆土産物等の過剰包装や個別袋及び容器を断るなど、ごみの発生抑制に努める。 ◆宿泊先や訪れた観光スポット等において、食べ残しが出ないように、食べられる量の料理の注文等に配慮する。
共生	<ul style="list-style-type: none"> ◆本県の貴重な生物多様性を保全するため、宿泊先や訪れた観光スポット等においてみだりに野生動植物の捕獲や採取をしない。 ◆観光に同伴するペット(犬・猫、外来生物等)の放逐や野外への逸出に注意する。 ◆自然環境と人間社会が持続的に共存した関係を築いていくため、環境容量(キャリングキャパシティ)の考えのもと、自然環境を適正に利用する。また、砂浜はオカヤドカリ等の生息場、ウミガメの産卵場であることを認識し、車の乗り入れは極力避ける。 ◆指定された場所以外でのキャンプやバーベキュー等はしない。 ◆本県の豊かな自然環境及び地域で継承されてきた郷土芸能や祭事、歴史的遺産等に対する理解を深め、その保全に協力する。
参加	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境配慮に対する認識を深めるため、宿泊先や観光地等で展開されている美化活動や自然体験活動等、各種イベントに積極的に参加する。
地球環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ◆宿泊先等における節電や節水に努める。 ◆宿泊先や観光地等における地産地消を目的とした取組に対して認識を深め、協力する。 ◆可能な限り、公共交通機関や自転車の利用に努める。 ◆レンタカー利用時には、アイドリングストップやタイヤ空気圧の適正保持などエコドライブの実施や、低公害車(電気自動車、ハイブリッド自動車)等の利用に努める。 ◆フロン使用の商品を破棄する場合等にはフロン回収に協力する。
環境と経済	<ul style="list-style-type: none"> ◆省エネルギー機器や環境配慮型製品の購入に努める。

2-5 NPO等民間団体

目標	配慮指針
循環	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域における集団回収やフリーマーケットによる再利用、エコマーク商品等環境への負荷の低減に役立つ製品の利用促進などの取組を進める。 ◆リサイクルやごみ減量、海岸漂流・漂着ごみ問題等に関する学習会やイベント等を開催し、参加・呼びかけを行うとともに地域における環境保全意識の高揚に努める。 ◆環境保全への取組、リサイクル社会の構築について事業者や行政に働きかける。 ◆イベント等の開催時には、環境配慮型商品や再資源化製品の使用に努める。

目標	配慮指針
共生	<ul style="list-style-type: none"> ◆豊かな自然環境の保全や貴重な動植物の生態系を守るため、河川、海岸等の水質浄化や清掃、美化活動、水源かん養のための森林保全活動や動植物の保護活動、赤土等流出防止のための植栽体験などを企画し、各種イベントや自然体験学習、プログラムなどを通じて適切な知識の普及を図る。 ◆専門的な知識や技能を生かし、陸域及び海域における動植物の特徴や重要性について普及・啓発を図るとともに、県民の自然保護活動のアドバイザーやリーダーとして各主体のパートナーシップの構築に努める。 ◆歴史的建造物、古い街並みなど、地域固有の歴史的景観の保全・継承や、それらを活かしたまちづくりに努める。 ◆地域の道路、河川、海岸の維持管理について、行政や事業者と連携して、主体的に役割を担う取組の拡大に努める。
参加	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境についての理解を深める講習会・講演会、自然観察会や美化活動などを開催し、地域における環境に対する思想の普及や啓発に努める。 ◆地域の自然環境や歴史・文化に関わる伝統的な行事の継承や復元等に努める。 ◆他のNPO等民間団体と交流を図り、ネットワークを広げるほか、県民や事業者、行政等の環境保全の取組に対し、団体相互の連携と協議に努める。 ◆自ら事業者、消費者として、率先して環境保全に取り組む。 ◆野生動植物の保護に関する情報提供や助言等に努める。 ◆外来生物の駆除や野生鳥獣の適正な管理のための活動を実施する。 ◆都市部と農山漁村との交流活動の促進に努める。 ◆森林ボランティア活動や緑化活動等の地域ボランティア活動の推進に努める。 ◆地域において様々な環境活動を実施し、普及・啓発を行うとともに、さらなる活動の展開が望めるよう、自らも専門的な知識や技能の向上等に努める。
地球環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ◆地球温暖化防止に向けた、家庭、事業所、学校、地域などへの普及・啓発に取り組む。 ◆アイドリングストップ等のエコドライブの促進やフロン回収に関わる普及・啓発に積極的に取り組み、地球環境への負荷の低減を図る。 ◆環境保全に関する民間レベルの国際協力を推進する。 ◆団体のもつノウハウを生かし、行政や事業者等の活動に対する提言を行うとともに、各主体との連携や協働に努める。 ◆可能な限り、公共交通機関や自転車の利用に努める。
環境と経済	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境と経済との調和に関する理念について、講演会や勉強会の積極的な参加等により一人ひとりが意識向上に努める。 ◆環境に配慮した商品や省エネルギー機器等の促進運動などを行い、環境保全のための費用負担意識について、家庭内や地域での普及に努める。 ◆専門性を生かして、環境ビジネスのニーズの提供や経済活動の活性化を図る活動を行う。

2-6 米軍

目標	配慮指針
循環	<ul style="list-style-type: none"> ◆米軍基地からの排水は適正に処理し、河川や海域等を汚さないよう努める。 ◆米軍基地内における油流出事故により河川、海域等の水質汚染を引き起こすことがないよう施設等の整備・維持管理を徹底する。 ◆米軍基地内から発生する廃棄物については、発生の抑制、リサイクルの推進、廃棄物処理施設の整備を含めた適正処理に努める。

目標	配慮指針
共生	<ul style="list-style-type: none"> ◆自然環境の豊かな区域における事業等を計画する際、貴重な野生動植物の生息・生育環境や生態系に十分配慮する。 ◆埋立てや海浜の地形変更を伴う事業等を計画する際、地域の生態系・景観等の影響について十分検討する。 ◆演習など米軍の活動に伴う赤土等の流出により、河川・沿岸海域の汚濁を引き起こすことがないよう努める。 ◆廃棄物の処理においては、含有物質や性状等に留意し、適正に処理する。
参加	<ul style="list-style-type: none"> ◆米軍基地から派生する環境問題については、速やかに基地内への調査のための立ち入りや事件・事故に関する情報の提供に協力する。 ◆米軍航空機も民間航空機と同様に、関係する日本国内法に準拠して運航し、米軍航空機による騒音や事故の危険性の軽減に努める。 ◆原子力艦が寄港する港湾周辺に居住する住民の不安を解消するため、米軍に対しても日本国内法の「原子力災害対策特別措置法」に準拠し、万一、放射能事故が発生した場合の災害対策に努める。 ◆米軍が実施する施設整備工事等において、住居跡や古墳等遺跡と認められるものを発見した際、日本国内法の「文化財保護法」に準拠し、関係機関への届出や通知に協力する。 ◆土壌の汚染に係る環境基準や関連する国内法に準拠し、米軍基地内での土壌汚染防止対策に協力する。
地球環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例の対象事業と同等の米軍の事業について、同法又は同条例で定める環境影響評価の方法及び事後調査の実施や日常的な環境監視に努める。 ◆日米両政府間での環境調査結果を踏まえ、環境保全上の措置について協議する。万一、環境汚染が生じた際は、調査、浄化対策等を実施し、汚染原因者としての米軍の責任により適時・的確な回復措置に努める。 ◆可能な限り、省エネに配慮した電化製品や車両の利用に努める。 ◆可能な限り、基地内緑化に努める。